

社会保障法判例

関 ふ佐子

入所用ベッドを確保するためになされた特別養護老人ホームへの補助金の支出が違法であるとされた事例

津地裁平14年7月4日判決(平12(行ウ)第13号, 損害賠償請求住民訴訟事件, 認容, 控訴), 判タ1111号142頁

I 事実の概要

本件は、川越町の住民であるXらが川越町長であるYに対し、特別養護老人ホームよっかいち諧朋苑(以下A)への補助金の支出が違法であるとして、川越町へ損害を賠償するよう求めた住民訴訟である。Aは、社会福祉法人△△会(以下B)により運営されている。

Yは、Bの補助金交付申請を受け、補助金の交付に際し事前にBが川越町と覚書を締結することを条件に、平成12年3月2日、補助金の交付を決定した。覚書は、Aの入所用ベッド50床のうち20床分について、川越町の入所希望住民を優先的に受け入れができる状態で20年間にわたって確保すること、そしてこのために、川越町がBに対して補助金3600万円を支払うことと規定していた。こうして、川越町の住民が平成12年4月より優先的にAの入所用ベッドを利用できるようにするA入所確保事業のために、本件補助は決定された。そして、覚書締結後、川越町はBに対し補助金3600万円を支払った。

Xらは川越町監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件補助金の支出は不当である

などとして監査請求をしたところ、同請求は棄却された。そこでXらは、本件補助決定及び覚書に基づいたBに対する補助金支出の違法性を争い、Yに対して損害賠償を請求した。Xらは次の点などを請求の理由としている。①介護保険法(以下「法」)に基づく厚生省令第39号6条2項の規定からすると、A入所確保事業へ補助金を支出する本件補助決定及び覚書は、同法に明らかに違反する。②Aは四日市市大鐘町にあり、川越町から4名、他の4自治体から各1~2名の入居者があるが、川越町が他の自治体よりも近くにあるものではない。このような実態で、Aの現入居者4名を20名にするためには相当な自治体住民間の差別をしなければ不可能であって、こうした差別による優先は違法である。

これに対してYは、次の点などを主張した。①本件補助金の支出の経緯からすれば、本件補助金の支出には川越町としての公益上の必要があり、議会の議決も経ているから、何ら違法性はない。②本件覚書は、他地域の住民を退去させたり、入居を拒絶して川越町住民を入居させるなど、厚生省令違反の取り扱いをさせることまでは意図していない。③仮に、本件補助金の支出が違法とされれば、全国の地方自治体の高齢者福祉及び介護福

祉政策に行政が関与できなくなるだけでなく、介護保険制度を歪め大きく後退させる。

II 判旨（請求認容）

津地裁は次のような理由から、本件補助決定及び覚書に基づきなされた補助金の支出は違法であると判断して、Yに損害の賠償を命じた¹⁾。

① 「介護保険法に基づく厚生省令6条2項は、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」と規定され、特別養護老人ホームの利用は、特定の市町村の住民に限定されてはならず、広域的に利用されるべきことが定められている。この規定の趣旨からすれば、そもそも、川越町の住民が、平成12年4月より優先的にAの入所ベッド20床を20年間にわたり利用できるようにするためのA入所確保事業ということ自体が介護保険法上許容されず、本件補助決定及び本件覚書は介護保険法に反し違法であるというべきである。」

そうすれば、本件補助決定及び本件覚書に基づきなされた本件補助金の支出も違法であるということができる。」

② 「Yは、「本件覚書は、……紳士協定的な慣行を文書化したものにすぎない。」旨主張するが、……補助金交付申請書、確約書及び本件覚書の各記載内容からして、本件覚書がかかる趣旨で規定されたものであるとは到底認められない。」

③ 「川越町としての公益性があり、議会の予算の議決を経たからといって、法令上違法な支出が適法な支出になることはない……。」

④ 「A入所確保事業のための補助金が違法であるからといって、全国の地方自治体の高齢者福祉及び介護福祉政策に行政が関与することができなくなるとは認められず、また、介護保険制度を歪め大きく後退させるとも認められない。」

III 解説

1はじめに

（1）本件の意義

本件は、介護保険制度の広域性と市町村の役割について初めて争われた事件である。とりわけ、法の施行にともない変化した市町村の役割を正面から問うものであり、制度導入時に生じた混乱の一端を浮き彫りにした。介護保険制度における市町村の役割を明確化するためにも、本件で提起された問題を整理する意義があろう。

社会保障事業への補助金の支出は、これまで憲法89条との関係などが問題となってきた²⁾。また、一般的に補助金については、地方自治法232条の2が規定する「公益上必要がある場合」に補助金の交付があたるか否かを争った事例が少なくない³⁾。しかし介護保険法との関係で、指定介護老人福祉施設への補助金の支出を違法と判断した先例は見当たらない。

こうした新しい論点について、本判決は妥当な結論を下している。しかし判旨の説明は十分ではなく、その論理構成には飛躍がある。そこで以下では、判旨の理由付けの正当性を敷衍して検討したい。

（2）争点の整理

川越町議会では、「20床確保というのは、20床分を川越町の予約分として空けたままにしておくものではなく、また20床について他の市町村の住民が利用している場合に、直ちにその住民を退去させて川越住民を入所させるのではなく、……。」といった説明などに基づき、本件補助金の支出を含む補正予算が可決された。Yは、こうした経緯を理由として、本件覚書は紳士協定的なものであり、厚生省令に反しないと主張した。

覚書は紳士協定的な定めにも見えるが、覚書をその文言どおり運用すると、川越町民と要介護度のより高い他地域の住民とが同時に入所を希望し、空ベッドが一つしかない場合にも、川越町民の入所が優先する。すなわち、高齢化に伴い各地域でAへの入所希望が増大した場合にも、要介護度

にかかわらず（要介護度が同じ場合のみならず、要介護度が低くとも），川越町の住民には A における 20 床のベッドを確保することを覚書は要請している。

そこで本件の争点は，指定介護老人福祉施設への入所希望が競合した際にも，要介護度などにかかわらず川越町民の優先入所を要請する補助金支出は違法か否かということになる。

（3）本件の背景

特別養護老人ホームは，従来，老人福祉法に基づき運営されており，市町村の入所措置によって入所の可否が決定されていた。そして Y の補助金支給は，介護保険制度が創設される以前に措置制度の下で行われていた慣行を踏襲したものと思われる。このことは Y が，「従前は，施設の利用について，入所調整会議によって各市町村民による施設利用のバランスが図られてきたが，その際，補助金を交付した市町村には優先利用できるよう調整が行われてきた。……今後もこのような紳士協定的慣行は引き続き行われるはずである。……」と述べていることからも推察しうる。

本件において Y は，介護保険導入後も入所にあたって一定の調整が行われ，そこでは，補助金の交付が川越町民に有利に働きうると想定して，本件覚書を締結した可能性が高い。これは次に説明するとおり，介護保険制度における施設への入所基準が当初明確でなかったからではないか。施設と入所者との自由契約を謳う介護保険法だが，入所を待つ者が絶えない現状において，入所決定に際して施設の裁量が働く余地を法は認めているのか。

2 介護保険法と関連法規の解釈

（1）入所基準となる「正当な理由」

介護保険制度の下では，施設への入所は，施設と入所者との間の契約に基づいて行われることが基本となっている。そこで，特定の市町村と施設の取決めにより，施設がその市町村民と優先的に入所契約を結ぶことも可能なように想定しがちである。しかし介護保険の指定施設は，いかなる入所基準に基づいて入所者を選定しても良いわけ

ではない。

特別養護老人ホームが介護保険の指定介護老人福祉施設となるためには，法 88 条 2 項が規定する基準に従って適正な施設の運営をしなければならない（法 86 条 2 項 2）。この基準が，本件で問題となっている厚生省令第 39 号「指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準」である。入所者を決する際の準則について，当初は，平成 11 年厚生省令第 39 号第 6 条 2 項（現第 4 条の 2）が次のように定めていた⁴⁾。

第 6 条 2 指定介護老人福祉施設は，正当な理由なく，指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

本件では，市町村の補助金による優先者の存在が，第 6 条 2 項の規定する，入所を拒否する「正当な理由」となるかが問題となった。「正当な理由」の解釈について，厚生省老人保健福祉局企画課長通知は次のように説明していた⁵⁾。

第 4 の 3 (2) 同条 2 項は，原則として，利用申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり，特に，要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，①ベッドが空いていない場合，②入院治療の必要がある場合，その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。

正当な理由となる場合を限定的に規定した本通知の趣旨からすると，本通知は，裕福な者に限った入所などを禁ずるのみならず，特定の市町村民のベッドを確保するために，他地域の住民の入所を拒否することをも禁じていると解しえよう。しかしこの解釈のみでは，入所希望者が競合した際の優先順位を決する指針とは必ずしもならない。本件覚書も，川越町の住民用にベッドを空けておくことまでは要請していない。すると，入所者が競合した際に，川越町民の優先入所によりベッド

がなくなった場合は、他地域のより要介護度の高い住民の入所を拒否する「正当な理由」がある場合になりうるであろうか。

介護保険創設当時、施設への入所待機者を想定して基準が定められなかったからか、このように、当初の基準は不明瞭である。そこで、判旨が①で述べるように、厚生省令6条2項の文言から、これが指定介護老人福祉施設の広域的な利用を定めているとは明言し難い。さらにその規定の趣旨から直接的に、川越町民の優先利用を定めるA入所確保事業が介護保険法に反し違法であるとする判旨には疑問が残る。法の広域性、及びこれを担保する客観的な入所順位の決定基準を明らかにし、居住地域により差のある補助金支給が、介護保険の指定施設の入所決定を左右しうるのかを確認する必要がある。第6条2項の「正当な理由」がいかなる場合であるかを考えるにあたっては、介護保険法の一般的な理念などを検証すべきであろう。

(2) 費用負担にみる介護保険法の広域性

指定介護老人福祉施設が入所の可否を決するにあたって、特定の市町村住民を優先することを介護保険法が禁ずる趣旨である点は、保険の費用負担者の構成に顕著に表れている。

介護保険の介護給付及び予防給付に要する費用は、国が4分の1、都道府県と市町村が8分の1ずつ、残りを第1号及び第2号被保険者が負担している。すなわち介護保険は、特定の市町村及びそこに在住する高齢者が費用をすべて負担する地域独自の制度ではなく、第2号被保険者の保険料なども財源とする広域的な制度となっている。こうした費用負担構成に鑑みると、特定の地域の者への給付の限定は不公平を生じえよう。

広域性を基盤とする介護保険の制度趣旨は、法が予定する地域特有の給付の財源を、第1号被保険者の保険料に求めている点にも貫かれている。「市町村特別給付」がこれであり、その市町村の要介護者や要支援者に対する移送、寝具洗濯・乾燥サービスといった横出しサービスに対して、市町村独自の給付を行える(法62条)⁶⁾。介護保険の在宅サービスに追加しうるサービスであることから、地域毎に特別のサービスが可能となる。市

町村はまた、厚生労働大臣の定める介護給付や予防給付の支給限度の範囲を超える支給限度基準額を定めることもできるが、その財源も第1号被保険者の保険料となっている(法43条3、44条6、45条6他)。他方市町村は、介護保険給付とは別の市町村の単独事業としてならば、その独自財源で市町村住民にあらゆる介護関連サービスを提供することができる。

同様の趣旨からすると、本件で問題となっている施設サービスの場合、私費や市町村の独自財源ですべてが運営されるならばともかく、介護保険給付を受ける入所者を特定の地域の住民に限定することはできない。施設介護サービス費の財源には、第2号被保険者の保険料や公費も入っており、広域的な公平性を図る必要があるからである。

(3) 要介護度を基準とした広域性の担保

以上のように広域的な制度である介護保険は、要介護度を入所順位の決定基準とする趣旨の制度であると解しうる。異なる市町村住民の入所が競合した場合は、より要介護度の高い者の入所が、他方の入所を拒否する「正当な理由」となるのではないか。この点は、厚生省令39号第6条1項(現第7条1項)から推察することができる。

第6条1 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

本規定は、指定介護老人福祉施設が、施設でなければ処遇の困難な要介護度の高い者を入所対象としていることを定めている。すると、介護保険の指定施設は、その特性から、要介護度の異なる者の入所が競合した場合、要介護度のより高い者の入所を優先すべきなのではないか⁷⁾。

介護保険が、要介護度を入所基準とし、補助金の有無などに入所を左右させない趣旨の制度である点は、その後の厚生省令の改正にも確認することができる。平成11年厚生省令第39号は、判決直後の平成14年8月7日に改正され、第6条には第3項が新たに挿入された(現第7条2項)。

第6条3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

本厚生省令の一部改正は、通達においても説明されているとおり⁸⁾、介護の必要性が高い者の優先入所を規定した。入所の希望が競合している場合に、介護保険制度は「要介護度」を入所判定基準とすることを明確化し、法の広域的性格を裏付けるものとなった。実務上、措置制度に比べて、介護保険制度においては、入所の可否を判断する際に裁量の余地が少なくなったといえよう⁹⁾。

3 補助金支出の違法性について

(1) 公益上の必要性

本件補助金の支出は、介護保険法に反し違法である本件補助決定及び覚書に基づいてなされており違法であると判断されたが、この判旨①は説明不足のきらいがある。

地方自治法232条の2は、地方公共団体の長による恣意的な補助金交付を防止する趣旨から、「公益上必要がある場合」に補助金を交付しうることを定めている。そこで従来、公益上の必要性がない場合に、補助金の交付は違法と判断してきた。そして公益性の判断基準が不明瞭ななか、司法による行政裁量の統制はいかにあるべきかが問われてきた¹⁰⁾。

公益性の有無について、裁判例は、行政判断を尊重して司法判断を限定するものと、裁量権の逸脱または濫用を審査するものがある。近時の判例は、第一次的には当該地方公共団体の議会や首長の判断を尊重しつつ、その判断過程に裁量の逸脱または濫用がないかを検証するものが主流を占めている。そして、裁量権の逸脱または濫用の有無については、当該補助金交付の目的、趣旨、交付先団体の目的、構成員、活動状況あるいは活動計画など諸般の事情を考慮し、他の諸規範との総合

的な評価から判断している¹¹⁾。学説上も、公益性は地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するとしつつ、これは全くの自由裁量行為ではないとして、客観的であることを要請している¹²⁾。そして具体的な公益性の判断にあたっては、実態的に判断する立場と、手続的な審査に限定する立場とに分かれている。

(2) 公益性を否定する法令違背

裁判所の判断基準は確立しているとはいはず、学説においては裁判所の判断を手続的審査に限定すべきとの立場も有力であるが、いずれの見解においても、①自治体の設定している一般的規範または議会の議決内容に違反する場合、②その他法令に違反する場合、及び、③著しい不公正の認められる場合は、公益性を否定する傾向にある¹³⁾。法令違背がある場合は、公益上の必要性が認められないことになる。

ところで、指定介護老人福祉施設は、厚生省令第39号に従わなかった場合、指定を取り消させられる（法92条1項2）。そこで施設が補助金支給に基づき川越町民を優先した場合、正当な理由なく他地域の住民の入所を拒んだとして、介護保険の指定を取り消されかねない。すると、介護保険法に則り制定された省令に反する運営を促す補助金支給の場合も、著しい不公正や不利益を生じえ、法令違背に準じて公益性を否定すべきではないか。

この点、介護保険法が施設への入所基準を直接的に定めていないことに着目した場合、補助金の支出は直ちに違法とはならないとして、公益上の必要性を別途詳細に検証すべきとの見解もある。しかし介護保険法の広域性は、これまで検討したとおり法の基盤となっており、本件のような補助金の支出が、法の趣旨に反する入所基準の設定を施設に要請している点は明白である。こうした介護保険法全体の制度趣旨に反する運用を促す補助金の支出は、公益性を否定すべきであり、別途、公益上の必要性を検証するまでもないのではないか。

4 本件へのあてはめ

Yは①で、その支出の経緯から、補助金には公益上の必要性があると主張したが、判旨は公益性の有無を具体的に判断していない。判旨は①で、厚生省令6条2項は介護保険の広域性を定めていりとして、この規定の趣旨から直ちに、入所希望者が競合する場合にも川越町民を優先する補助決定を違法と判断した。しかし以上検証したとおり、判旨の論理構成には飛躍がある。とはいっても介護保険法及び関連規定の制度趣旨からすると、指定介護老人福祉施設の利用は特定の市町村の住民に限定されではなく、広域的に利用されるべきといえよう。そこで、施設が要介護度ではなく補助金支給を理由とした優先入所を行った場合、介護保険の指定は取り消されかねない。

すなわち、要介護度の低い川越町住民をAに優先入所させうる本件補助金の支出は、介護保険法全体の制度趣旨に反する上に、省令違反や法からの逸脱を施設に促すものとなる。さらにAが介護保険の指定を取り消されたならば、当該施設において指定介護福祉施設サービスを受けられなくなる川越町民が不利益を被るのみならず、補助金を支出してベッドを確保する意義も失われる。他方、Aが指定の取り消しを恐れて川越町民を優先しないならば、補助金交付の目的は達成されないことになる。また、Xらが②で主張するところ、本件覚書に従ってAの現入居者4名を20名にするためには、介護保険法の広域性に反して相当な自治体住民間の差別を行わねばならない。こうした本件補助金の支出は、地方自治法232条の2が規定する「公益上必要がある場合」にはあたらず違法となろう。よって、地方自治法242条の2第1項に基づく損害賠償の請求は理由があるとする判旨の結論は妥当なものといえよう。

5 介護保険制度の導入と市町村の役割

本判決は、介護保険導入後の現場の混乱を示す事例であった。判旨は④で、補助金の支出を違法と判断しても、地方自治体の介護福祉政策などに行政は関与しうると判示したが、施設サービスにおける市町村の役割を整理しておく。

まず市町村の補助金により、その住民のためになる入所政策を実施できない点は、市町村が指定介護老人福祉施設に補助金を支出するインセンティブを減少させよう。さらに、要介護度の高い者を優先する介護保険法の制度趣旨からすると、自らの市町村内に施設を設置した場合も、その住民の施設入所を優先できるわけではない¹⁴⁾。

他方、介護保険法は、施設の整備に関する事項について、「都道府県介護保険事業支援計画」を都道府県が策定することを規定している（法118条）。これは、市町村が「市町村介護保険事業計画」によって定める、介護サービス量の見込などをベースに計画される（法117条）。よって市町村は、要介護高齢者などの実態の把握や、介護サービス見込量を確保するための方策を考案する形で、当該市町村の施設介護サービスの向上に取り組みうる。

とはいっても、市町村が介護保険法上負っている責任は、介護サービス費用の支払責任であってサービス自体の提供責任ではないことなどから、計画目標を達成する法的責任までをも市町村は負わないと指摘されている¹⁵⁾。介護保険制度の導入に伴い、市町村の政治的ないし社会的責任が強まり、住民に対する施設サービスを市町村は向上せねばならないとしても、その法的責任は、必ずしも強まったとはいえないのではないか。

注

- 1) 本件は、平成15年1月17日、Yが補助全額を返還することにより、名古屋高裁にて和解が成立した。判例自治240-127（訴訟情報）。
- 2) 旭川地判平14.1.29、判例集未登載（判例体系CD-ROM・判例ID 28071481／社会福祉協議会に対する補助金）；最一小判平11.10.21、判時1696-96（遺族会）〔下級審：大阪高判平6.7.20、判タ870-113；大阪地判昭63.10.14、判タ690-120〕；大阪地判平6.3.30、判タ860-123（幼稚園連盟）；最判平5.5.27、保育情報206-25（幼稚園）〔下級審：東京高判平2.1.29、判時1351-47；浦和地判昭61.6.9、判時1221-19〕など。いずれも、違憲の訴えは斥けられている。旭川地判平14.1.29などでは、補助金の交付決定手続の違法性も争われている。
- 3) [碓井、2002, pp.193-208], [松本、2002, pp.723-725]。

- 4) 平成 15 年 3 月 14 日号外, 厚生労働省令第 30 号(第 2 次改正)により, 厚生省令第 39 号は改正され, 入退所の規定は第 7 条に移動し, 本件の争点である第 2 項は, サービスの提供拒否を禁止する一般的な規定として, 第 4 条の 2 に移動した。これは, 後述する [2 の (3) 参照] 14 年改正で第 3 項(現 2 項)が挿入され, 入退所の基準そのものは明確化したためだと推測しうる。
- 5) 「指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準について」(平成 12 年 3 月 17 日, 老企第 43 号)。
- 6) 〔福祉自治体ユニット, 2002, pp. 149-150〕。
- 7) 〔厚生省老人保健福祉局 介護保険制度施行準備室, 1998, p. 171〕, 「Q 17 要介護度が低い要介護者の介護保険施設への入所」も同趣旨である。
- 8) 「同条第 3 項は, 入所を待っている申込者がいる場合には, 入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また, ……施設が……居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ, 介護の必要な程度及び家族等の状況を挙げているものである。」厚生労働省老健局計画課長・老健局振興課長通知「指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準について」(平成 14 年 8 月 7 日, 老計発第 0807001 号・老振発第 0807001 号。)
- 厚生省令は「介護の必要な程度」に加えて, 「家族等の状況」も勘案するとしているが, 本通達に鑑みると, 家族介護の状況は, 施設介護の必要性, 広い意味での介護の必要性を測る基準として捉えられていると解釈しえよう。補助金支給の有無などは入所決定を左右しない。パブリック・コメントに対する厚生労働省老健局計画課の返答参照 <<http://www.mhlw.go.jp/public/kekka/2002/p0702-1.html>>。
- 9) 介護保険制度においては, 要介護認定においても, 給付の公平という観点から市町村の裁量の幅が狭まつたと指摘されている。(新田, 2000, p. 254)。
- 10) [吉野, 2002, p. 201 以下]。
- 11) 名古屋高判平 11.1.28, 判タ 1027-136 [下級審: 名古屋地判平 9.7.17, 判タ 1027-143]; 鉄路地判平 10.2.17, 判例自治 180-98; 高知地判平 10.1.16, 判時 1674-53; 札幌高判平 9.5.7, 行集 48-5・6-393 [下級審: 旭川地判平 6.4.26, 行集 45-4-1112]。[吉野, 2002, p. 207]。
- 12) 行実 昭 28.6.29 参照。[吉野, 2002, p. 208], [松本, 2002, p. 723]。
- 13) [碓井, 2002, p. 197], 特に本件とかかわりのある法令違背について: 秋田地判平 9.3.21, 判時 1667-23; 名古屋地判昭 56.11.30, 判時 1049-29; 福岡高判昭 53.3.29, 行裁集 29-3-453 [下級審: 熊本地判昭 51.3.29, 行裁集 27-3-416]。
- 14) 実務では, 要介護度以外の要素も入所決定の判断材料とし, 家族が近くに居住していた方が何かあったときに対応しやすいといった理由で, 施設の存在する市町村民の入所が優先されることが多い模様である。
- 15) [新田, 2000, pp. 257-259; 及び pp. 251-267,とりわけ pp. 265-267 は同旨である。]。

引用文献

- 碓井光明(2002)『要説住民訴訟と自治体財務 改訂版』, 学陽書房。
- 厚生省老人保健福祉局 介護保険制度施行準備室監 (1998)『介護保険制度 Q & A』, 中央法規出版。
- 新田秀樹(2000)『介護保険制度における市町村の責任』『社会保障改革の視座』, 信山社。
- 福祉自治体ユニット監(2002)『平成 14 年改訂版 介護保険法早わかり』, 法研。
- 松本英昭(2002)『新版逐条地方自治法』, 学陽書房。
- 吉野夏己(2002)「経営が破綻した第三セクターに對してした市の補助金の交付が, 公益上の必要性を欠き違法なものであるとして, 市長に対する損害賠償請求を一部認容した事例」『法学新報』108 卷第 11・12 号。
(せき・ふさこ 横浜国立大学大学院助教授)